

銀行のディスクロージャー（不良債権情報の開示をめぐって）

全国銀行協会連合会調査部 杉本俊紀

2．不良債権情報開示の経過

実務家の立場から、銀行のディスクロージャーについて述べる。

銀行法に基づくディスクロージャーは1981年の銀行法全面改正時に導入されたが、法律上の義務とはされず、内容も各銀行の自主性にまかされた。しかし、実際の開示内容にばらつきがあったため、86年度から全銀協が統一基準を作ることとなった。不良債権に関する項目は含まれていなかったが、この点で米国のSEC基準に比べて不十分という認識は当初からあった。その後、貸出に関しては、国内・国際部門別、平均残高、残存期間別などの開示を行い、SEC基準に近づけるべく改正していったが、不良債権の開示には至らなかった。

91年の銀行・証券不祥事後、翌年1月に出席された金制調専門委員会報告は、不良債権情報を含む開示の拡充を要請したが、全銀協でも92年初めに不良資産情報開示の基本方針を決定した。ただし、具体的内容については金制調に置かれたディスクロージャー作業部会の検討を待つことにした。同作業部会の結論は同年12月に出されたが、ディスクロージャーが預金者に与える影響に慎重に配慮した内容であった。全銀協では、翌年3月に不良債権の開示を決定したが、作業部会の報告どおりの内容で、93年3月期から破綻先債権額、延滞債権額を開示するというものであった（地銀、第二地銀は前者のみ）。

開示の拡大については、その後もディスクロージャー作業部会で検討され、95年5月には金利減免・棚上げ債権の開示、地銀等における延滞債権の開示等を内容とする報告が出された。全銀協では、96年3月期から金利減免等債権および経営支援先債権の開示を決定した（地銀、第二地銀も結果的にすべてを開示）。さらに、本年3月からは3ヶ月以上延滞債権および貸出条件緩和債権を開示するようになり、開示内容は米国のSEC基準並みとなった。

なお、現在国会で審議中の金融システム改革法による銀行法の改正では、ディスクロージャーは義務化され、主要な開示項目が省令で定められるとともに、違反に対しては罰則が設けられている（6月に成立。12月施行）。

3．漸進的方法の評価

不良債権の開示の進め方は、一方で不良債権が急増する中で実施せざるをえなかった点に難しさがあったといえる。92年以降の主要行の不良債権額を下表に示したが、この間多額の償却を並行的に進めたにもかかわらず残高がそれほど増えていないのは、新規の不良債権が次々と発生したからに他ならない。現時点で各銀行が抱えている不良債権を発生

時期別にみると、大雑把に言って92年度以前、93～95年度、96年度以降に発生したものがそれぞれ3分の1ずつである。一般にバブル崩壊とともに発生した不良債権を銀行は小出しに開示してきたと見られているようだが、その点は少し違っている。

部分的支払準備制度のもとにある銀行は、もともと取付に対して脆弱な面があるが、そうした性格を前提にすると、不良債権の累積というかつて経験したことのない深刻な事態が進展するなかで、そのディスクロージャーを進めることは、預金者がどのような反応をするか予想困難ななかでは、92年のディスクロージャー作業部会が指摘するように、慎重かつ漸進的方法をとるしかなかったのではないと思われる。

結果的には、不良債権の開示自体が取付のような形での預金者の動揺につながることはなかったが、その虞れを払拭することはできなかった。今回の一連の事態のなかでは、ディスクロージャーが直接の引き金ではなかったものの、例えば木津信用組合では、政府が預金の全額保証を宣言しても取付が起こったし、昨年11月には一部の地銀や主要行に対しても取付が現実に発生した。ある地銀の例では、財務局長と日銀支店長が声明を出したり、取引先企業が連名で地元紙にその銀行を応援する旨の全面広告を出すといったことも起こったわけで、預金者のコンフィデンスの低下が限界に達する事態が生じた。

他方、漸進的な開示は、開示されない不良債権の額に対する疑心暗鬼を生み、事態を混乱させたとの批判があることも承知している。実際、アナリストなどによる不良債権の推計額が公表不良債権額の3倍とか4倍という数字で発表され、公表額に対する不信も生じた。こうした推計額は、今年1月に大蔵省が公表した自己査定結果による分類債権の総額76兆円に近い数字であったわけであるが、第1分類債権を全部不良債権とみるのは行き過ぎである。

### 3. ディスクロージャーの意義と受け止め方

ディスクロージャーは、銀行経営に対する市場規律に基づくチェック機能をもつが、それだけでは十分とは言えず、規制当局の監督規制を補完するものと位置づけるべきであろう。

ディスクロージャーの意義は、銀行経営者に対する自己規正手段という点が一番大きいと言えるが、それが現実に機能するためには、ディスクロージャーを受け止める側の意識なり、能力に依存するところが大きい。

バブル期の銀行行動に対しては、現時点から見たさまざまな批判があることは承知しているが、当時はマスコミから企業、市場関係者に至るまで、財テク、土地神話などのバブルに酔っていた。例えば、銀行はバブル期から業種別貸出残高を開示しており、いわゆる3業態への貸出の急増は明らかにされていた（個別行はディスクロージャー誌、業態別は日銀統計）が、その意味合いが当時十分にチェックされていたとは言い難い。他方、好況だった当時、不良債権はほとんどなく、不良債権を仮に開示していたとしても、その数字から何かを読み取ることは難しかったであろう。

(意見にわたる部分は、報告者の個人的見解です。)

都市銀行・長期信用銀行・信託銀行の不良債権額

1992.3	7兆9,900億円	(6ヶ月以上延滞債権・大蔵省発表による)
9	12兆3,000億円	"
1993.3	12兆7,800億円	(破綻先債権+延滞債権)
9	13兆7,600億円	"
1994.3	13兆5,800億円	"
9	13兆3,300億円	"
1995.3	12兆5,500億円	"
9	13兆100億円	"
1996.3	21兆8,700億円	(破綻先債権+延滞債権+金利減免等債権)
9	19兆9,400億円	"
1997.3	16兆4,400億円	"
9	16兆1,300億円	"

[質問] 文京女子大学 菊池英博氏

銀行の不良債権ディスクロージャーは、なぜこんなにでたらめなのか。

[回答]

経営破綻後に不良債権額が何倍にも増加した兵庫銀行や阪和銀行の例を指摘されていると思うが、一般的に言って、ゴーイングコンサーンとしての企業価値と破綻した場合の企業価値に相当程度開きがあるのは当然であり、破綻時に不良債権がある程度増えるのは止むを得ない。その程度が妥当な範囲にあるかは個別の債権に当たってみなければ分からない。不良債権が著しく増加したケースは粉飾決算の疑いもあるが、商法なり証取法違反に問われたケースはない。

[質問] 高千穂商科大学 宮坂恒治氏

96年11月にビッグバンが打ち出されたとき、不良債権処理のスケジュールとの関連はどの程度検討されたのか。検討されなかったのなら、ビッグバンのスケジュールは延期する必要があるのではないか。

[回答]

ビッグバンを指示した橋本首相の文書にも「市場の改革と金融機関の不良債権処理とを車の両輪として進めていく必要がある」とされており、その点は十分考慮されている。銀行界としても、不良債権の処理を済々と行いつつ、ビッグバンはスケジュールどおり進めていくべきと考えている。